

# 令和8年度高知市二段階移住プロモーション業務に関する 公募型プロポーザル募集要領

## 1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、令和8年度高知市二段階移住プロモーション業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の委託者として選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度高知市二段階移住プロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度高知市二段階移住プロモーション業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 3,960千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内  
※消費税率は、消費税及び地方消費税を合わせて10%とする。

## 3 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等

提案者（共同企業体の場合、構成員も含む）は、公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者
- (6) 市町村税を滞納していない者
- (7) 都道府県税を滞納していない者
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)）を滞納していない者
- (9) 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者

#### 4 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を本市が設置する「高知市二段階移住プロモーション業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を選定する。

#### 5 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

○ 令和8年4月23日(木)	公募型プロポーザル実施公告
○ 令和8年5月1日(金)	質問書提出期限
○ 令和8年5月8日(金)	質問に対する回答
○ 令和8年5月19日(火)	参加意向申出書等の提出期限
○ 令和8年5月27日(水)	参加資格確認結果通知
○ 令和8年6月5日(金)	企画提案書等の提出期限
○ 令和8年6月10日(水)又は11日(木)	企画提案に対する審査・プレゼンテーションの実施
○ 令和8年6月16日(木)	最優秀提案者特定の通知
○ 令和8年6月30日(火)	契約（契約終了予定：令和9年3月31日）

#### 6 質疑・回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出方法

ファクス又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年5月1日（金） 午後5時（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 回答方法

令和8年5月8日（金）までに高知市公式ホームページ「移住・定住促進課」のページに掲載する。

【移住・定住促進課ホームページ】 <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/>

## 7 参加意向申出書の提出

### (1) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加意向申出書（様式第2号）
②	資格要件確認書（様式第3号）
③	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）（写し可）
④	市町村税に係る納税証明書（写し可） ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書 ※所在地が東京23区の場合は提出不要
⑤	都道府県税に係る納税証明書（写し可） ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑥	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書）（写し可） ・法人=法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） 【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑦	社会保険料納入確認（申請）書（様式第4号）（写し可） ※直近2年間に未納がないことの証明書
⑧	財務諸表 ※直近1事業年度の決算書類 ・法人=貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し
⑨	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第5号）
⑩	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） 協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。 イ 委任状（様式第6号） 共同企業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出すること。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。

#### 【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、③～⑨の提出は不要とする。
- 共同企業体により提案する場合は、構成員ごとに②～⑩を提出すること。

### (2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、①～⑨は各1部（共同企業体は⑩をあわせて提出）を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

### (3) 提出期限

令和8年5月19日（火） 午後5時（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、この理由について説明を求めることができる。

## 8 企画提案書の作成要領

上記7により、参加資格確認結果通知を受け、資格を有することを認められた事業者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ① 企画提案応募申請書（様式第7号）
- ② 企業の業務実績調書（様式第8号） ※共同企業体の場合は、全事業者の分
- ③ 業務の実施体制（様式第9号）
- ④ 業務の実施体制図（様式第10号）
- ⑤ 企画提案書（様式第11号）

⑤における様式は、以下の全ての提案についてあわせてA4横型（片面）で20枚以内とし、参考資料として別にA3横型（片面）5枚まで添付可とする。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まず、仕様書に基づき以下の提案をすること。

<b>提案1</b> (全体コンセプト)	連携中枢都市圏を含む県内34市町村による「れんけいこうち広域都市圏」での連携した取組であることや、平成30年度から実施してきたプロモーション活動及び「第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョン」を踏まえた上で、本業務におけるターゲット（共通事項に該当し、かつ個別事項のいずれに該当するか具体的に明示すること）を元にしたカスタマージャーニーを設定し、効果的な令和8年度のプロモーション全体のコンセプトを提案すること。
<b>提案2</b> (オンラインイベントの企画・集客・運営)	二段階移住制度の認知度及び理解度の向上並びに移住相談行動の喚起を目的として、オンラインイベントの企画・集客・運営について提案すること。
<b>提案3</b> (二段階移住の認知度向上を図るための情報発信)	二段階移住の認知度の向上を図るために、本業務予算内で効果的な広告メディアを利用した戦略的な情報発信を行い、特設ポータルサイトへ誘導する取組を提案すること。
<b>提案4</b> (効果検証・改善提案)	実施するプロモーション活動の効果検証について、本市が行う効果的な改善につながる調査手法・内容を提案すること。

⑥ 業務工程表

仕様書に基づき、想定される工程を記載すること。様式は自由、ただしA4片面、1枚とする。

⑦ 業務参考見積書

2-(4)に記載している委託上限額の範囲内で、仕様書の業務内容それぞれについて、内訳が分かるように見積もること。様式は自由、ただしA4片面とする。

(2) 提出方法・部数

提出書類は紙媒体とし、それぞれ正本1部、副本9部を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除

く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金) 午後5時(必着)

(4) 提出先

「11 提出・問い合わせ先」と同じ。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書は、1者1提案とする。また、1事業者が、複数の共同企業体に加わり提案することはできない。
- ② 企画提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

## 9 審査及び選定基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

【1次審査】

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、企画提案書の提出者を選定。

【2次審査】

プレゼンテーションを実施し、選定基準に基づいて審査する。なお、2次審査の対象となる提案者は、本業務に関する公募型プロポーザル募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを適正に作成して提出した者とする。

◎プレゼンテーション(予定)

※実施日時、実施場所等については後日通知する。

※対面審査を実施。

- ①実施予定日 令和8年6月10日(水)又は6月11日(木)
- ②実施場所 高知市役所本庁舎(高知市本町5丁目1番45号)
- ③出席者 業務の実施体制(様式第9号)に記載のある者のうち、3名以内とする。
- ④持ち時間 40分程度(うちプレゼンテーションの時間25分以内、質疑応答15分程度)。
- ⑤プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書の内容の範囲内で説明を行うこと。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器(HDMIケーブル以外の接続ケーブルを含む)は各自用意すること。

[使用予定のプロジェクター:EPSON EB-E01]

(2) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員3人 合計5人

(3) 選定基準

- ① 1次審査の参加資格要件確認は、「3 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等」のとおりとする。
- ② 2次審査の選定基準は、別記のとおりとする。

#### (4) 候補者の決定

選定委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの企画提案者が1者のみの場合においても、最低基準点以上でなければ決定しない。

なお、審査の総得点と同点の場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする（次点者についても、候補者と同様に最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする）。

#### (5) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。

2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

### 10 契約の締結

「9 審査及び選定基準」により選定された候補者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、審査により順位付けられた次点者と契約締結の交渉を行う。

### 11 提出・問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市本庁舎3階  
高知市 文化観光スポーツ部 移住・定住促進課 森山・松原  
電話：088-823-8813 ファクス：088-823-2631  
E-mail：[kochi-life@city.kochi.lg.jp](mailto:kochi-life@city.kochi.lg.jp)

### 12 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された企画提案書は無効とする。
  - ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
  - ④ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
  - ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - ② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (5) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

- (6) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第12号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することができる。
- (9) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第13号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (10) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。
- (11) 選定結果の通知時に、候補者の名称・所在地・総得点、その他の参加者の総得点（名称は公表しない）を市のホームページで公表する。
- (12) 候補者との契約締結後、次に掲げる事項を市のホームページで公表する。
- ① 業務概要
  - ② 契約相手方の名称及び所在地
  - ③ 契約締結日
  - ④ 契約金額
  - ⑤ その他必要な事項

別記 選定基準

審査項目	評価項目等	配点	評価の視点
(1) 企業評価	類似業務実績	5点	・プロモーション業務の実績（件数等）が十分にあるか。
	主たる営業所等の有無	5点	・高知市内に主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等を有しているか。
(2) 担当者の評価	人員体制	5点	・業務を進める上で、必要な人員体制が確保されているか。
(3) 企画提案書	提案1 (全体コンセプト)	21点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携中枢都市圏を含む県内34市町村による「れんけいこうち広域都市圏」での連携した取組であることや、平成30年度から実施してきたプロモーション活動及び「第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョン」について、理解できているか。</li> <li>・ターゲットへの訴求を想定したカスタマージャーニーについて、具体的かつ有効性があるものとなっているか。また、ターゲットは、共通事項に該当し、かつ個別事項のいずれかに該当するものとなっているか。</li> <li>・令和8年度プロモーション全体のコンセプトが効果的なものとなっているか。</li> </ul>
	提案2 (オンラインイベントの企画・集客・運営)	30点	・提案されたオンラインイベントについて、二段階移住制度の認知度及び理解度の向上並びに移住相談行動の喚起に資するものとなっているか。
	提案3 (情報発信)	20点	・広告メディアを利用し、ターゲットを特設ポータルサイトへ誘導する取組について、二段階移住の認知度の向上に資する効果的な提案となっているか。
	提案4 (効果検証・改善提案)	8点	・実施するプロモーション活動の効果検証について、本市が行う効果的な改善につながる調査手法・内容として提案されているか。
(4) 業務工程		3点	・広報活動やアプローチの取組の期間が十分で、かつ効果的なタイミングで設定されているか。
(5) 業務参考見積額		3点	・適正な金額であるか。
合 計		100点	

様式一覧

様式第1号	質問書
様式第2号	参加意向申出書
様式第3号	資格要件確認書
様式第4号	社会保険料納入確認（申請）書
様式第5号	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
様式第6号	委任状
様式第7号	企画提案応募申請書
様式第8号	企業の業務実績調書
様式第9号	業務の実施体制
様式第10号	業務の実施体制図
様式第11号	企画提案書
様式第12号	情報非公開希望申立書
様式第13号	参加辞退届

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(抜粋)

(市の事業等からの暴力団の排除)

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 9 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務、補助金に係る事業又は公の施設の管理に係る業務(以下「業務等」という。)に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者